

第 4 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和5年11月16日開会

令和5年11月16日閉会

米沢市農業委員会

令和5年11月16日（木）午前9時30分 米沢市農業委員会第4回定例総会を米沢市役所
庁議室に招集した。

出席委員（14名）

1 番 小関善隆 委員	1 0 番 遠藤伊一 委員	1 6 番 相田市三郎 委員
2 番 我彦正福 委員	1 1 番 江口益美 委員	1 7 番 伊藤俊浩 委員
5 番 宮崎雅文 委員	1 3 番 古畑功一 委員	1 8 番 鈴木晃子 委員
6 番 木村彰博 委員	1 4 番 佐藤利夫 委員	1 9 番 桐澤林右衛門 委員
8 番 樋渡由美 委員	1 5 番 長谷部吉雄 委員	

欠席通告委員（5名）

3 番 山王堂民榮 委員	4 番 佐藤政和 委員	7 番 鈴木和義 委員
9 番 高山古典 委員	1 2 番 橋本政美 委員	

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	小 田 浩 昭
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	金 子 菜 々
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第4回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を5番 宮崎雅文委員のご発声にてよろしく願います。

(唱和)

それでは、会長よりご挨拶を頂戴いたします。お願いいたします。

会 長 どうも、おはようございます。

県の農業委員会の大会、大変ご苦労さまでございました。寒河江の事例発表ありまして、懇談会中も申しましたが、これから地域計画に向けて、ああいった活動をしていくと思いますので、皆様よろしく願います。

近頃、夏の猛暑から秋になって、毎日夜雨が降って日中晴れるような気候、そして、今、大豆刈取やっているようですが、なかなか作業進まない、いつ終わるか分からないということで気をもんでるようであります。これも異常気象の一つの影響かなと思うところであります。

今日ここ終わって、昼から市議会議員との農業振興、農林業振興議員連盟ですが、議員の方たちと懇談会もあります。そのときに担い手の不足、水張りの問題とかいろいろ農業委員会として意見を出せる場なので、ぜひ皆さんからも意見を出していただいて、市議会議員の方に理解してもらおうと。農業やっていない市議会議員の方は、なかなか農業情勢というのはぴんと来ないのが現状だと思いますので、少しでも情報を提供して市議会の中でもいろいろ話をしていただきたいと思います。

本日は、欠席者多いようですが、ひとつよろしく願います。

以上であります。

根津補佐 ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は3番 山王堂民栄委員、4番 佐藤政和委員、7番 鈴木和義委員、9番 高山古典委員、12番 橋本政美委員の5名で、19名中14名の出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第4回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、8番 樋渡由美委員、10番 遠藤伊一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、審議の訂正や議事運営について、事務局からありませんか。

根津補佐 (挙手)

議 長 根津補佐。

根津補佐 議案の訂正はございませんが、報第2号につきまして、日付を記入したものをお配りしていますので、差し替えのお願いをいたします。

議 長 日付が入っていなかったというようなことで、差し替えをお願いしたいと思います。それでは、ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号37号から42号の計6件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田4筆 157.14㎡、畑8筆 1,702.00㎡、合計12筆 1,859.14㎡です。

受理番号37号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、昭和60年頃です。申請理由は、昭和60年頃より住宅敷地の一部として使用しており、非農地化しているためです。

受理番号38号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和50年頃です。申請理由は、昭和50年頃より建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号39号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、平成11年頃です。申請理由は、平成11年頃より耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号40号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成2年です。申請理由は、平成2年より建物敷地として利用されており、非農地化しているためです。

受理番号41号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和63年頃です。申請理由は、昭和63年頃より耕作しておらず、

非農地化しているためです。

受理番号42号 申請人〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成元年頃です。申請理由は、平成元年頃より宅地の一部として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件、令和5年10月12日開催の第3回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号18号は、一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降で許可する必要があります。また、同案件は都市計画法の開発行為の手続も併せて行っているため、開発行為許可日との調整も必要となります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和5年10月18日付であること、開発許可日が令和5年11月15日付であることから、下記の日付で許可しました。

受理番号18号 事業者、〇〇〇〇の1件。許可日、令和5年11月15日。

以上、よろしくお願いします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号25号から31号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田20筆 26,196.61㎡、畑3筆 403.00㎡、合計23筆 26,599.61㎡です。

受理番号25号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号26号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農

地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議いたします。

受理番号31号から40号の計10件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田143筆 119, 815.22㎡、畑130筆 39, 232.00㎡、合計273筆 159, 047.22㎡です。

受理番号31号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号32号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号33号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号34号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号35号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号36号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号37号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号38号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給による使用貸借権の再設定です。

受理番号39号 貸人〇〇〇〇、借人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号40号 渡人〇〇〇〇、受人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について、調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号31号から40号を上程いたします。

1 0 番 (遠藤伊一委員 挙手)
議 長 遠藤委員。

1 0 番 1 0 番 遠藤です。この案件、鈴木委員であります、体調不良で欠席と
いうことで、代わって私から報告させていただきます。

農事相談の折に鈴木委員より報告ありまして、問題ないという案件であり
ますが、改めて報告いたします。

議案第 2 号の受理番号 3 1 番について、結果報告をいたします。これ賃貸
の契約であります。申請地は〇〇の△△という温泉があります。その南側
に位置する場所でありまして、借人、貸人、これ間違いありませんので、〇
〇さんが△△さんの田を借りて作付するという案件であります。〇〇さんも
一生懸命頑張っておりますので、引き続きこの田も自分で管理できると思い
ますので、間違いなく耕作できる人でありますので、よろしくお願ひしたい
なと思っております。

以上です。

議 長 続いて 3 2 号。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 古畑委員。

1 3 番 1 3 番 古畑です。高山委員の案件ですが、欠席ということで農事相談の
折に聞きましたので、報告させていただきます。

申請人、土地の表示等は間違いございません。3 2 番、使用貸借というこ
とで、再設定ですので問題ないということをお聞きしておりますので、よろ
しくお願ひしたいと思ひます。

議 長 続けて。

1 3 番 では 3 7 番、3 8 番、4 0 番が山王堂委員の案件ですが、これも今日山王
堂委員が欠席ということで、農事相談の折に聞いております。

申請人、土地の表示等は間違いございません。3 7 番、3 8 番、2 つとも
再設定ということですので、問題ないということで聞いております。

4 0 番は売買で、これは前から言われていることだということで問題あり
ませんということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 続いて、3 3 号。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

議 長 宮崎委員。

5 番 5 番 宮崎です。本日橋本委員欠席により、私代理で発表させていただきます。

申請人、貸人、借人ともに記載のとおりでございます。こちらにも経営移譲
年金受給のため使用貸借の再設定ということで、問題ないと報告を受けてお

ります。よろしくお願いいたします。

議 長

続いて34号。

1 8 番

(鈴木晃子委員 挙手)

議 長

鈴木委員。

1 8 番

18番 鈴木です。34号と36号を調査してまいりました。34号は、申請人、土地の表示等は記載のとおりになります。34号は、〇〇〇〇さんと△△△△さん、親子関係で今回経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定ということで問題ないと思います。

11月4日に訪問して確認してまいりました。

36号も11月4日の午前中にお伺いして確認してまいりました。貸人が〇〇〇〇さん、借人が△△△△さん、ご家族関係です。こちらも経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定となります。元気に頑張って農業していらっしゃいますので、問題ないかと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、35号。

1 4 番

(佐藤利夫委員 挙手)

議 長

佐藤委員。

1 4 番

14番 佐藤です。

受理番号35号につきまして、調査結果をご報告申し上げます。

申請人、土地の表示等につきましては記載のとおりでございます。10月27日、受人の〇〇さんと確認をさせていただきました。この案件は経営移譲年金による使用貸借の再設定でございますので、何ら問題なく許可相当と判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議 長

39号。

1 6 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 6 番

16番 相田です。議案第2号の受理番号39番について、調査結果を報告いたします。申請人と土地の表示は記載のとおりであります。売買の申請です。申請地は〇〇〇〇のグラウンドの△△で、〇〇さんの家に隣接している農地であります。調査は10月28日と29日にそれぞれに訪問してお話をお聞きしてきました。〇〇さんの両親が長い間、△△さんからお借りして野菜などを作っていましたが、母親が亡くなって父親も病気をして数年間管理ができなくなって荒れていましたので、息子の〇〇さんがここを買いたいと、有機野菜を作りたいということでした。私は問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 31 号から 40 号について、意見並びに質問はありませんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 31 号から 40 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

 次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主任 (挙手)

議 長 瀧口主任。

瀧口主任 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため、委員会に付議します。

 受理番号 3 号の計 1 件です。申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ 1 筆 41.00m²です。

 受理番号 3 号 申請人〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は通路の拡張です。こちらは集落接続の 1 種農地です。

 以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは、この件について調査された委員は調査結果について報告をお願いいたします。

 受理番号 3 号を上程いたします。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 古畑委員。

1 3 番 13 番 古畑です。この件も高山委員の案件でした。農事相談の折に聞いておりますので、それを発表したいと思います。申請人、土地の表示等は記載のとおりでございます。位置図を見ていただきたいんですが、家の前の道路が狭くて、道路拡張ということで問題ないということを聞いておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 3 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 3 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 4 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 4 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議します。

受理番号 1 号から 3 号の計 3 件です。内訳は、売買による所有権移転が 2 件、新規の貸借権の設定が 1 件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 46 筆 63,062.00㎡、合計も同様です。

受理番号 1 号 渡人〇〇〇〇、受人△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 2 号 渡人〇〇〇〇、受人△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 3 号 渡人〇〇〇〇、受人△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 1 号から 3 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農用地利用集積計画については、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 議第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、去る 11 月 2 日開催の運営委員会でご確認をいただき、先日の農地相談でも皆様にご確認いただいているところです。つきましては、この内容で承認を得

るため委員会に付議いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、議案書のとおり決定いたしました。

以上で、1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として議席番号順に2名の委員の方から発言をいただきたいと思います。

今回は5番並びに6番のお二人となりますので、初めに5番 宮崎雅文委員からお願いいたします。

5 番 5番 宮崎です。農政振興に関する意見を、発表させていただきます。何をお話したらいいのかちょっと正直悩みました。先ほど小関会長からもございましたとおり、農業委員会の県大会が先日あり、寒河江市がモデルでした。地域計画の策定に向けて、私もどのように進めていったらよいのだろうなと思っていたのですが、本当によい見本ができたというか、寒河江市が率先しているんだと驚きました。

その中で、地域計画と基盤整備事業をセットで行うことが非常に重要であるということがございました。共通のテーマとして誰が、どこに、何を、どのくらい作るのか、これは非常に重要だと私も感じました。事実、米沢市では基盤整備して形はいい圃場ですが、U字溝水路が入っていない場所がかなり見受けられると思っております。これからスマート農業時代を迎えるにあたり、農地の基盤整備は切っても切れない関係だと思っております。今後予算の問題等、いろいろあると思いますが、U字溝問題に関して、今後整備の予定がある場所、整備されているが劣化が激しく今後改善が必要な場所、予算的に難しい場所、整備することが難しい場所、それらを策定していかなくはと思います。正直言って予算的にU字溝、水路の整備が難しい、また基盤整備が難しい場所等については、逆に水路を整備しないで、例えば畑作推奨地域を設けてもいいのではと思います。

私自身も〇〇の△△△△にお世話になっておりまして、転作の大豆刈りなんか今苦勞しています。大豆、ソバ刈り、私は〇〇、△△△△が主ですが、入っております、小関会長の〇〇〇〇もよく行って、話を聞くんですが、

大なり小なり転作の団体が米沢市にありまして、その規模、やり方は様々ですが、きちんと機能していると私は感じております。先日、川西町や長井市の方と話をしたんですが、こういう団体がしっかりあってきちんと転作をしているのは、実は結構珍しいようで、米沢市の1つの強みであると考えております。私自身、大豆の生産に深く関わっており、将来大豆の作付面積を増やしていきたいと考えておりますので、ある程度団地化、作業がしやすい圃場を求めていきたいという気持ちです。畑作に関わってみてですが、水田農業と違い機械が全て大きく、農道の整備が問題だと思います。例えば、大型の機械ですと機械の幅が4メートル〜3メートル近い機械が農道に入ってくるので、農道の幅は4メートル程度が望ましいんですが、そうはいかないと思いますので、畑作推奨地域というのを増やしていく必要があると思います。

現在調べてみますと、日本では国産大豆の自給率が6%と非常に低い状況でございます。現在はアメリカ産大豆の輸入が多いようですが、干ばつが各地で起きているようでして、これから輸入されなくなる可能性も十分考えられます。農業の世界では2030年問題というものがあまして、2030年になると、世界の生産穀物が人口増に追いつかなくなるという予測も出ており、それに対して日本の自給率6%というのはちょっと低すぎるなと思います。予想ですが、国として自給率を上げていけという具体的な指示がこれから出てくると思いますので、それに対応することが重要ではと思います。

以上、です。

議 長
6 番

それでは、6番 木村委員。

6番の木村です。先ほど宮崎委員も言っていたんですが、今回何を話すかなということで、本当に私自身こういう人前でしゃべるのが最も苦手にしておりますが、7月に農業委員となって数か月たったわけでありましたが、まだまだ皆さん私のこと知らないと思うので、私の住んでいる地域、私の経営について話したいと思っております。まず、私は〇〇の△△に住んでおります。場所は〇〇の△△、鬼面川沿いで〇〇とも隣接しており、そんなに大きい町内ではないですが、町内としては45軒ほど家があり、その中で10軒ほど農家をやっている方がいらっしゃいます。私の地域では稲作中心に果樹、野菜、そして花ということで、大体の方が複合経営的な栽培を行っております。どこの地区もそうだと思うんですが、高齢化ということで、今現在私が一番若手です。あとは60代、70代、80代の方がほとんどで、振興組合等で集まったときに今後、農地をどうするんだという話もするんですが、様々な意見が出ております。やれるときまで何とかやりたいという意見や年長者の方はそろそろ限界来ているので、若いおまえ頼むなという話もあります。しかし、私も稲作と果樹、あと花の栽培をしておりまして、年々稲作の面積

もちよっと増えてきており、両親と一緒にやっているんですが、両親もだんだん年も取ってきて今後どうなるか分からないので、引き受けることはなかなか難しいと思っております。これから地域計画等を策定していくと思うんですが、その中で具体的に未来の予想図的をつくっていけばいい方向に行くのではと期待しているところであります。

また、ほかにも農業関係は様々な役職があるわけでありまして。農家やっている人も少なくなっていて、高齢化も進んでおり年配の人はもう役はできないから頼むなということで、今後1人の人に役がどんどん集中していくということで、特に私が一番若手なもので、今後どうなっていくのか心配しております。地域のことは大体それくらいで、もう一点、私の経営ですが先ほどちらっと花作っているとお話ししたんですが、私の作っている花は、アルストロメリアです。皆さんご存じの方いらっしゃるのではと思いますが、アルストロメリアの栽培は約20年前に始めまして、ちょうどその頃置賜で始めるという方が何人かおり、周年出荷できるということで、冬場も。私花作る前、冬場は仕事なかったもので、普通の会社アルバイトという形で行っていたんですが、花を作ることによって多い時期、少ない時期はあるんですが、周年栽培で一年中家で仕事できるということもあり、アルストロメリアの栽培を始めました。始めた当初、置賜全体で18名の生産者いて、大体同じ時期に始めました。その18名で新たに部会を立ち上げてスタートしたところであります。それで数年後に大体売上げが3億円くらいいって順調なスタートを切り、一応産地としてもある程度市場に認められてきた経過があります。しかし10年程たった頃から花の値段も下がり傾向になり、加えて原油高。周年で一年中栽培しており、冬場は当然、暖房で灯油使います。原油高や高齢化が進み生産者が減ってしまい、当初18名いた生産者も今は半分の9名、売上げも2億ちょっとなってしまいました。せっかく18名でスタートし、当初はうまくいっていたんですが、ある程度の量を市場に出さないと産地としてなかなか相手にしてもらえないことがあり、減った生産者の代わりに今新たに栽培を始めている方を探しているというか、増やしていくことが今急務になっている状態です。そして、現状としては、物価高で原油や肥料も高くなかなか厳しい状態なんですけど、花の単価は市場も頑張ってくれて去年、今年と今までにないような価格で推移しており、何とかその分で物価高の分を補っているような状態であります。今日、各地の農業委員がたくさんいらっしゃいますので、何か新たに始めたい、何かしたいという人いれば、ぜひ花作りを進めていただきたいと考えています。

一応置賜で花の4本柱があり、アルストロメリア、ダリア、啓翁桜、そしてリンドウ、この4つ、ほかにも様々な作っていますが、この4つが主体とな

って頑張っているところでもあります。花は単価的にもいいと思うので、ぜひ皆様の力をお借りして生産者増えるように私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

議 長

ただいま2名の方から意見出たわけですが、皆さんから何か聞きたいことや、意見などありましたら。江口委員。

1 1 番

1 1 番 江口です。1つ、宮崎委員から、U字溝水路の整備や農道の拡張についてお話がありました。水路につきましては、米平も何というか構造物が入っていない土地改良、昭和46年で50年完成の地区でありまして、そこに国からもらえる中での多面的支払交付金、その中の長寿命化の中で、U字溝を敷設に当たっている状況です。U字溝が整備されていないところは、今U字溝を入れながら水路の管理に当たっている状況であり、これも国から1路線200万円と1つの規程がありまして、その中で水路入れている状況であります。これがずっと続くことが政府の考えのようであり、それにお金が交付され、順次水路を入れていくようであります。土地改良については、集積を達成すれば事業費は無償という事業もあります。そういったところで土地改良進めていくような。特に置賜は1町歩の区画は少ないですが、今のところ1町歩の大型区画で進めている地区もあるようですので、その辺土地改良区に相談していただきまして、農道やU字溝等の整備について考えていきたいと思います。

それから木村委員の発表につきましては、花については資材や肥料高騰に転嫁できている単価とのことで、本当に羨ましいなと思いました。野菜や米等につきまして、そういった資材高騰や肥料高騰についての販売転嫁ができていないことが悩みだと思っております。その花の栽培、18名からちょっと減ってきたというお話ではありますが、宣伝効果を考えながら花はこういうものだと言信を進めてもらう方向も確かに良いのではと思いましたので、その辺も農業委員会、あるいは市で詰めていただきたいと思ったところでした。私からは以上です。

議 長

ただいま江口委員のお話のとおりで、効率化を図るといえば土地改良事業の中で、農道やU字溝整備すると。今、農地水でU字溝の整備とかいろいろやっていますが、先ほど江口委員が言ったとおりに、年間200万円の1工区かな。200万円の事業しかできないと。ただし、県に届出、申請すれば500万円までいいと。ですが、5年間（「そう。5年間」の声あり）5年間の間にその事業の継続はできないということで、いろんな制約あって、なかなか。例えばU字溝200万円だと80メートル、90メートルくらいかな、入れられるの。自分でやると。そしたらもっとメーター伸びると思う。

いろんな制約の中でしていると。特に水張りとなれば水路の整備されていないところ、まず水を張れない農地はたくさんあると思うので、その農地水のいろんな制約の中でなかなか進まない、水路整備も進まない。これも1つ要望として出していかないと、多分国ではそういう実態があまり分からないと思いますので、ひとつお願いをしたいと。あと、大豆、ソバ刈りの担い手の話がありましたが、私もドリームという担い手作業をやっており、農道の幅が狭い、トラクターがぎりぎりで通れるような進入路等すごく危険な場所があって、そういった場所の整備も必要かなと。あとこれも5年の水張りも問題だと思いますが、そういう担い手が今やっている場所のほとんどが、なかなか水張りできない場所であり、ソバだったら2万円、大豆だったら3万5千円の交付金が出ているんですが、その範囲の中で担い手の作業料金は賄っているという状態で、それがなくなれば恐らく耕作者は赤字なので、多分そのまま栽培せず耕作放棄が増えてくると思われますので、いろいろ影響がある。もちろん担い手の経営にも影響してくると思うし、国の自給率がますます下がっていろんな問題があるかと思っています。

土地改良については、〇〇、△△は今これから工事始まるんですが、中間管理機構等を使ってするということで、自己負担がない圃場整備であり、いろいろ国の制度と合わせながらいろいろ考えていく必要があるんじゃないかなと思ったところであります。

木村委員が花を生産していること、自分の集落の高齢化についていろいろ心配もしているということですが、高齢化というのはどこの地区でも問題になっていると思います。それも地域計画の中で何とか皆さんで話し合って解決していこうというようでもありますので、集落の中で本当に話合いの場を持つてもらいたいと思います。これから農家の人と話合い、それぞれブロック毎にあるわけで、その中で農政課はたださわりだけ説明して終わりではなくて、農業者に対してやはり危機感を持たせるよう、これは大事だぞときちんと言っていかないと、みんな人ごとのように思っているから。だから農政課は毅然とした態度というが、これは大事なんだと強く出してもらいたい。それに対して農業委員は農政課が主としてやるんだからそこに協力をしていくと。もちろん地図の作成は農業委員会の仕事でしょうが、それに対して協力をしながら進めることが基本だと思いますので、その辺もお願いをしたいと。皆さんほかに。

2 番

2番 我彦です。今、宮崎委員から、大豆の刈取に行った場合に農道が狭かった、進入路が狭かった、あとはU字溝が入ってなくて素掘りだったという話について。〇〇維持管理組合というのがあるんですが、実際、〇〇もほとんどがU字溝入ってなくて、例えばソバ作ったり、豆作ったとしても

進入路から５メートルぐらい用水路は素掘りで、段々田なものだから、結局水がそのまま来て、水口は全然育たなかったりしたので、土地改良区に相談してU字溝だけを入れる工事をやりました。１０年ほど前、どうしようもないながら、〇〇の１１０町歩先で総延長１２キロ弱のU字溝を全部入れたんですが、おかげで今年の３月で一応は返済終わりました。その支払いですが、国、県、市でトータル９割の補助、自己負担は１割、集積すると集積率に応じて、２．５％、５％あとは７．５％で自己負担が大分少なくなると。〇〇の場合は大分集積されていたので、２．５％の補助もらって最終的には７．５％の自己負担でした。工事費は２億６，０００万円ほどかかったんですが、実際の自己負担は二千数百万円、トータルでね。そのおかげで今まで中山間で下までは途中で浸透していて行かなくて、水来ないから豆作る、ソバ作るというところが、水の効率よくなって下まで水が行くということで効率が図られて、ここ団地にしようというのもだんだん可能になってきているような気がします。あと、進入路とかU字溝なんですが、自分も保全会もやっているんですが、やはり進入路の幅が狭くて大きい機械が入れないということがあり、保全会の交付金を利用して進入路の拡張やったり、拡張ではなく農道ののり面を少し伸ばして碎石を敷いて固めて、幅を広げたりと実際やってきたので、交付金や保全会の多面的支払いをうまく利用すればと思います。〇〇で花か作っている人が１回だけかな、中山間の直接払いでそこに花を作ったこともあって、何年か続いたんですが、ちょっと単価が安くてやめてしまったということもありました。なかなか長く続けるのは難しいなと実感しているところです。

以上です。

議長
全委員
議長

それでは、皆さんからほかに何か意見ありませんか。

なし。

それではないようでありますので、次の広報委員会もありますので、その他を終了して、以上で本日の第４回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会

午前１０時４０分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年11月16日（木）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

樋渡 由美

議事録署名委員

遠藤 伊一